

リサイクル情報ネットワーク実施要領

(目的)

第1条 一般家庭において不用になり、修理せずに繰り返し再利用できる物品（以下「リサイクル品」と呼ぶ。）についての情報を収集し、これを広く紹介して再利用することによりごみ減量化をすすめるとともにリサイクルの意識の高揚を図る。

(登録対象者)

第2条 宮崎市内に居住する者。ただし、次のいずれかに該当する者は利用できない。

- (1) 営利を目的として登録する者
- (2) 未成年者で保護者の同意のない者（同意のない者は無効とする。）
- (3) その他目的にそわない利用をする者

2 不適切な行為が認められたときは、以後の登録ができない場合がある。

(対象物品)

第3条 登録できる物品はリサイクル品に限り、無料で提供することとし、対象物品、非対象物品の区別は次のとおりとする。

(1) 対象物品

家具・家電品、自転車及びそれに類するもの、おもちゃ類、書籍・学用品類、CD・楽器類、スポーツ用品類、衣類、その他目的にそった品物

(2) 非対象物品

貴金属類、自動車、バイク（原付を含む）、生鮮食料品、動植物、仏壇等宗教に関するもの、各種金券・チケット類、簡易な消耗品（石鹸、洗剤、トイレットペーパーなど）、法令で取扱いが禁止されているもの（酒類、医薬品、たばこ、揮発油など）、その他目的にそわない品物

(登録方法)

第4条 リサイクル品を提供しようとする者（以下「提供者」と呼ぶ。）及び譲り受けようとする者（以下「入手希望者」と呼ぶ。）は、環境業務課へ次の必要事項を連絡するものとする。

- (1) 提供又は入手の区別
- (2) リサイクル品名、大きさ、使用年数等
- (3) 住所、氏名、電話番号（連絡先）、年齢
- (4) その他希望条件

2 品物によっては登録数を制限することがある。

3 入手希望者は、1度に3品目までの登録とし、当該登録有効期間中は3品目以上の登録を行うことはできない。

(リサイクル品の情報提供等)

第5条 提供者及び入手希望者から申し出があった場合は、リサイクル品名、その他の登録内容を市ホームページに掲載するとともに、市の関連施設及び宮崎駅に掲示をして市民に情報提供する。

(登録有効期間等)

第6条 登録有効期間は申し込み月の翌月末日までとする。ただし、当該期間内に取引成立した場合は、その時点をもって満了とする。

2 提供者は、登録有効期間中、登録品を所有しなければならない。

3 申し込みの翌月末を経過したものは抹消する。

4 登録有効期間が満了した時には、申し出により登録有効期間を延長することができる。

5 登録有効期間の延長は、登録有効期間満了日から翌月末日までとし、当該品目について1度のみとする。

(登録の取り消し、変更等)

第7条 次のいずれかに該当する場合は登録の取り消し、又は登録内容を変更する。

(1) 提供者又は入手希望者から取り消しの申し出があったとき。

(2) 登録内容に変更の申し出があったとき。

(3) 目的にそわない登録であることが判明したとき。

(取り引き等)

第8条 目的が達成した時、登録者は速やかにその旨を環境業務課に連絡しなければならない。

2 品物の取引については、当事者の責任において行い、宮崎市は情報の提供のみとし、一切の責任を負わない。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、リサイクル品の情報収集及び提供業務運営について必要な事項は市長がその都度定める。

附則

1. この要領は平成8年4月1日から施行する。

附則

2. この要領は平成19年4月1日から施行する。

附則

3. この要領は平成26年12月17日から施行する。

附則

4. この要領は令和2年9月1日から施行する。